



2026年4月6日

各 位

会 社 名 株式会社パン・パシフィック・
インターナショナルホールディングス
代表者名 代表取締役社長 CEO 森屋 秀樹
(コード番号：7532 東証プライム)
問い合わせ先 取締役兼常務執行役員 CAO 石井 祐司
(TEL. 03-6416-0418)

会 社 名 株式会社Olympicグループ
代表者名 代表取締役社長 大下内 徹
(コード番号：8289 東証スタンダード)
問い合わせ先 取締役管理本部長 木村 芳夫
(TEL. 042-300-7200)

**㈱パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス（PPIH）と㈱Olympicグループの
株式交換契約締結及びPPIHの子会社異動のお知らせ**

株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス（以下「PPIH」といいます。）及び株式会社Olympicグループ（以下「Olympicグループ」といい、PPIHと併せて「両社」といいます。）は、本日、両社の取締役会において、PPIHを株式交換完全親会社とし、Olympicグループを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）による経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことを決議し、本日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本株式交換は、Olympicグループについては、2026年5月28日開催予定の定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得た上で行われる予定です。なお、PPIHについては、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得ずに、本株式交換が行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日（2026年7月1日予定）に先立ち、Olympicグループの普通株式（以下「Olympicグループ株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場において、2026年6月29日付で上場廃止（最終売買日は2026年6月26日）となる予定です。

そして、本株式交換の実行により、OlympicグループはPPIHの子会社となりますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本株式交換について

1. 本株式交換の目的等

PPIHグループ（PPIH並びに、その連結子会社70社、非連結子会社10社、持分法適用関連会社1社及び持分法非適用関連会社5社で構成される企業グループをいいます。以下同じです。）は、「顧客最優先主義」を企業原理に掲げ、「お客様に買い物を通じて、便利さ（コンビニエンス）、安さ（ディスカウント）、

楽しさ（アミューズメント）を提供する」という独自の店舗コンセプトを掲げ、「必要な物を、必要な時に買う」だけでなく、買い物自体を楽しむ「時間消費型店舗」のビジネスモデルを通じて、P P I Hグループの長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。2026年3月31日現在、中核企業である株式会社ドン・キホーテが展開するビッグコンビニエンス&ディスカウントストアの「ドン・キホーテ」をはじめ、株式会社長崎屋（以下「長崎屋」といいます。）及びUDリテール株式会社とともに展開するファミリー向け総合ディスカウントストア「MEGAドン・キホーテ」及び「MEGAドン・キホーテUNY」、さらに、ユニー株式会社（以下「ユニー」といいます。）が運営する総合小売業「アピタ」、「ピアゴ」など、P P I Hグループの総店舗数は、国内663店舗、海外124店舗の合計787店舗となっております。P P I Hグループを取り巻く環境は、少子高齢化の進行による市場規模の縮小、物価上昇による実質賃金の減少、価格競争の激化や業界再編、外国人旅行者の増大や外国人人口の増加等、大きく変化している状態にあります。想定される環境変化を収益機会と捉え、さらなる成長を実現するための戦略として、長期経営計画である「D o u b l e I m p a c t 2035」を策定し、2035年6月期において売上高4兆2,000億円、営業利益3,300億円の達成を目指しております。

一方、O l y m p i cグループ企業（O l y m p i cグループ並びに、その連結子会社27社、非連結子会社1社及び持分法非適用関連会社2社で構成される企業グループをいいます。以下同じです。）は、「正直を売る」を基本理念として「お客様に、鮮度・品質・価格において満足される商品を提供すること」また「取引先、地域社会、従業員に対して信頼される企業グループであり続けること」を経営の基本方針としております。この基本方針のもと、「より良い商品をより安く」提供しつづけることをモットーに、お客様、株主の皆様及び取引先の期待に応え、より豊かな社会の実現に貢献することを目指して経営を行ってまいりました。近年におけるO l y m p i cグループ企業を取り巻く経営環境として、少子高齢化による労働力の減少や人件費の高騰、業種・業態の垣根を越えた顧客獲得競争の激化に加え、お客様の価値観が一層多様化し、売場環境も激しく変化する等、一層の厳しさが増すことが想定される中、①1都3県でのドミナント化によるシェアの拡大、②ローコストオペレーションとキャッシュ・フロー重視、③専門店を指向した業態戦略、④O l y m p i cグループ企業の効率的運営と業容拡大施策の4点を基本戦略に事業拡大・収益力向上のための施策を推進してまいりました。しかしながら、物価高騰の影響による個人消費の低迷や異業種・異業態との競合・価格競争の加速、労務費・物流費の上昇等、O l y m p i cグループ企業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いており、足元の業績見通しについても不安定な状況が継続しております。このような状況下において、O l y m p i cグループ企業を取り巻く経営環境の大きな変化に対応しながら、中長期的な企業価値の向上を実現し、様々なステークホルダーに対して社会的責任を果たしていくためには、より強固な経営基盤を築くための戦略的なアライアンスを検討していく必要があるとの考えに至り、本経営統合の検討を開始いたしました。

そして、O l y m p i cグループは、2026年1月に株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）を通じて企業再編行為を伴う戦略的パートナーの選定に係る入札プロセス（以下「本入札プロセス」といいます。）を開始いたしました。その後、2026年1月下旬にP P I Hを含む5社から意向表明書を受領したことから、O l y m p i cグループは、各候補先から受領した意向表明書の内容に基づき、各候補先における自社に対する理解、株式価値に対する評価、業容拡大に繋がる施策、企業再編のストラクチャー等について慎重に比較検討を行い、P P I Hを戦略的パートナーの最終候補先として選定いたしました。

その後、両社は協議を重ね、O l y m p i cグループがP P I Hの完全子会社となることで、O l y m p i cグループ企業が有する食品・非食品の双方を含む幅広い事業に亘る強みを基盤としつつ、P P I Hが培ってきた調達力、販促力、店舗運営ノウハウ及びスケールメリットを掛け合わせることによる、相互補完的なシナジーの創出が期待されるほか、O l y m p i cグループが、非上場会社となることで、短期的な株式

市場からの評価にとらわれず、迅速な意思決定のもと、より中長期的な視点での経営戦略を実現できる体制を構築することが可能であるとの認識に至りました。

以上より、両社は、P P I HによるO l y m p i cグループの完全子会社化が、今後の両社の更なる企業価値向上に資するものであり、両社の双方の株主の皆様にとっても有益なものであると判断したことから、本日、両社の取締役会において本経営統合を行うことを決議し、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、両社が本経営統合によって期待できると考える具体的なシナジーは以下のとおりです。

① 出店・業態展開におけるシナジー

O l y m p i cグループの店舗の約3分の2は東京都内に立地しており、首都圏におけるP P I Hグループの店舗網の拡大に大きく寄与するものです。商圏や立地条件を踏まえた検討の結果、P P I Hグループの既存店舗との競合が想定されるケースは限定的であり、店舗ネットワークの拡大が可能であると判断しております。

これらの店舗については、「ドン・キホーテ」又は「MEGAドン・キホーテ」等への業態転換を進めることで、P P I Hが掲げる今後10年間で約250店舗の出店計画の達成に寄与するものと見込んでおります。

また、P P I Hが2035年までに200~300店舗の展開を計画している新業態「ロビン・フード」についても、本株式交換により関東圏を中心とした面的な展開が可能となり、新業態の立ち上げ及び出店スピードの加速が見込まれます。

② 既存事業とのシナジー（MD・運営面）

P P I HグループとO l y m p i cグループ企業が有する食料品及び日用品における価格競争力と、O l y m p i cグループ企業が強みとする非食品カテゴリーの専門性を融合することで、P P I Hグループ全体の非食品分野の競争力強化につながるものと考えております。

また、仕入帳合の統一等を通じた原価低減効果により、主としてO l y m p i cグループ企業の収益性改善を見込んでおります。加えて、ディスカウント事業や非食品専門分野に親和性の高い人材の獲得、及びユニーや長崎屋での実績を活かしたP M Iの推進により、統合効果を早期に顕在化させてまいります。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

定時株主総会基準日（O l y m p i cグループ）	2026年2月28日
本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	2026年4月6日
本株式交換契約締結日（両社）	2026年4月6日
本株式交換契約承認定時株主総会決議日（O l y m p i cグループ）	2026年5月28日（予定）
最終売買日（O l y m p i cグループ）	2026年6月26日（予定）
上場廃止日（O l y m p i cグループ）	2026年6月29日（予定）
本株式交換の効力発生日	2026年7月1日（予定）

（注1）P P I Hは、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得ずに本株式交換を行う予定です。

（注2）本株式交換の日程は、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社間で協議及び合意の上、変更されることがあります。

(注3) 本株式交換は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。）第10条第2項に基づく届出について法定の待機期間が経過し、かつ、公正取引委員会により排除措置命令等の本株式交換を妨げる措置又は手続がとられていないこと、並びに、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。）第27条第1項に基づく事前届出について法定の待機期間が経過すること及び本株式交換の内容の変更や中止の勧告等の本株式交換を妨げる措置又は手続がとられていないことを条件としております。

(2) 本株式交換の方式

本株式交換は、P P I Hを株式交換完全親会社、O l y m p i cグループを株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、P P I Hについては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議を必要としない簡易株式交換の手続により、またO l y m p i cグループについては、2026年5月28日に開催予定の定時株主総会において、本株式交換契約の承認を得た上で、2026年7月1日を効力発生日として行われる予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	P P I H (株式交換完全親会社)	O l y m p i cグループ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	1.18
本株式交換により 交付する株式数	P P I Hの 普通株式：27,105,250株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

O l y m p i cグループの株式1株に対して、P P I Hの普通株式（以下「P P I H株式」といいます。）1.18株を割当交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するP P I H株式の株式数

上記のP P I H株式の数は、2025年11月30日時点におけるO l y m p i cグループ株式の発行済株式総数（23,354,223株）及び自己株式数（383,672株）に基づいて算出しております。

P P I Hは、本株式交換に際して、P P I H株式27,105,250株（予定）を、P P I HがO l y m p i cグループの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるO l y m p i cグループの株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいいます。）に対して、割当交付する予定です。交付する株式は、P P I Hが保有する自己株式を充当する予定です。

なお、O l y m p i cグループは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。本株式交換によって割当交付する株式数は、O l y m p i cグループの自己株式の取得、消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、P P I Hの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるO l y m p i cグループの株主の皆様については、本株式交換の効力発生日以降、P P I H株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買取請求制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、P P I Hの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをP P I Hに対して請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及びP P I Hの定款の規定に基づき、P P I Hの単元未満株式を保有する株主の皆様が、P P I Hに対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数のP P I H株式を売り渡すことを請求し、これをP P I Hから買い増すことができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、P P I H株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるO l y m p i cグループの株主の皆様については、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当するP P I H株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

O l y m p i cグループは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、本株式交換に用いられる上記2.（3）「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定にあたって、公正性・妥当性を確保するため、それぞれ独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、P P I Hは第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）を、O l y m p i cグループは第三者算定機関として合同会社デロイト トーマツ（以下「デロイト トーマツ」といいます。）を起用いたしました。

P P I Hにおいては、下記（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、P P I Hの第三者算定機関であるプルータスから受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所からの助言、P P I HがO l y m p i cグループに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、P P I Hが、過去にM&Aを通じてP P I Hグループの事業基盤の拡大の実現や、買収先のブランド、商品、調達・物流機能及び運営ノウハウの活用によるシナジーの創出をしてきた実績を勘案して本経営統合によるシナジーが具体的に見込めるか否かを含め、本株式交換比率について慎重に協議・検討した結果、プルータスから2026年4月3日付で取得した株式交換比率算定書に記載のとおり市場株価法の上限値を上回っているものの、下記（2）「算定に関する事項」に記載のとおり、本経営統合によるシナジーを含んだ事業計画に基づくディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく株式交換比率の算定結果のレンジに

収まっていることから、本株式交換比率は妥当であり、P P I Hの株主の皆様利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、O l y m p i cグループにおいては、下記（４）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、O l y m p i cグループの第三者算定機関であるデロイト トーマツから受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーであるシティニューワ法律事務所からの助言、O l y m p i cグループがP P I Hに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、デロイト トーマツから 2026 年 4 月 3 日付で取得した株式交換比率算定書に記載の市場株価法及び D C F 法に基づく株式交換比率の算定結果のレンジの上限を上回っていることから、本株式交換比率は妥当であり、O l y m p i cグループの株主の皆様利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

以上のとおり、両社は、各社の第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

（２） 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

P P I Hの第三者算定機関であるプルータス及びO l y m p i cグループの第三者算定機関であるデロイト トーマツはいずれも、両社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

なお、本株式交換に係るプルータスに対する報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。また、本株式交換に係るデロイト トーマツに対する報酬には、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬の他、本株式交換の公表等を条件とする成功報酬が含まれておりますが、O l y m p i cグループは、報酬の一部を成功報酬とすることには、本株式交換が不成立となった場合の取引費用を限定することが可能になるという合理性があること及び報酬体系としても同種の取引における一般的な実務慣行であること等を勘案すれば、本株式交換の公表等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることの一事をもって独立性が否定されるわけではないと判断しております。

② 算定の概要

プルータスは、P P I Hについては、P P I H株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2026 年 4 月 3 日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、1 ヶ月、3 ヶ月及び6 ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。O l y m p i cグループについては、O l y m p i cグループ株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2026 年 3 月 31 日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、1 ヶ月、3 ヶ月及び6 ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を採用するとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するために、D C F 法を採用して算定を行いました。なお、O l y m p i cグループ株式の売却に関する雑誌による憶測報道（2026 年 4 月 1 日）（以下「本憶測報道」といいます。）による株価への影響を排除するため、O l y m p i cグループの市場株価の基準日は 2026 年 3 月 31 日としております。D C F 法においては、O l y m p i cグループ

の過去の財務情報等を基礎として、P P I HがP P I H及びO l y m p i cグループから独立した経営戦略アドバイザーである株式会社プロフィックスの助言を受け作成した事業計画（以下「本事業計画」といいます。）をもとに、将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことによって株式価値を算定しております。なお、本事業計画においては本経営統合によるシナジーを含むものであり、対前年度比較において利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2029年2月期から2031年2月期にかけて前年までの「ドン・キホーテ」、「MEGAドン・キホーテ」又は「ロビン・フード」への業態転換を進めることによる設備投資の効果により、2029年2月期は前年比で71.2%、2030年2月期は443.4%、2031年2月期は82.3%の増益が見込まれており、2027年2月期は業態転換に伴う設備投資額の増加に伴いフリー・キャッシュ・フローは前年比で928.9%の減少が見込まれております。また、O l y m p i cグループにおいて2026年2月28日を基準日とした期末配当が行われないことを前提としております。

各評価手法によるP P I H株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.44～0.48
D C F法	1.05～2.37

プルータスは、株式交換比率の算定に際して、公開情報及びプルータスに提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。O l y m p i cグループの将来の財務見通しその他将来に関する情報については、O l y m p i cグループの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としており、また、本事業計画は、P P I Hが現時点で入手可能な情報及び合理的と考える前提を踏まえて作成したものであることを前提としております。プルータスの算定は2026年4月3日までにプルータスが入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、プルータスの算定は、P P I Hの取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

他方、デロイト トーマツは、P P I Hについては、P P I H株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行いました。O l y m p i cグループについては、O l y m p i cグループ株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにD C F法を採用して算定を行いました。

市場株価法においては、P P I Hについては、2026年4月3日を算定基準日として、P P I H株式の東京証券取引所プライム市場における算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値を、O l y m p i cグループについては、本株式交換の公表日の前営業日である2026年4月3日（基準日①）及び2026年4月1日の本憶測報道による株価の影響を排除するため、かかる報道がなされる前の取引日である2026年3月31日（基準日②）を算定基準日として、O l y m p i cグループ株式の東京証券取引所スタンダード市場における各算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値を

採用して算定を行いました。DCF法においては、Olympicグループより提供された財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。なお、デロイト トーマツがDCF法による算定の前提としたOlympicグループの財務予測においては、対前年度比較において利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、価格政策の見直しやグループ会社間・部門間の連携強化を通じた集客力強化・販売数量増加による売上増加及び取引先の集約・輸送ルートの見直し等による利益率の改善により、2026年2月期から2027年2月期にかけて営業損益が約34億円の改善を見込んでおり、2028年2月期は前年比で82.7%、2029年2月期は前年比で46.2%、2030年2月期は前年比で36.4%の増益が見込まれております。また、2029年2月期は前年比で66.6%、2030年2月期は前年比で37.0%のフリー・キャッシュ・フローの増加を見込んでおります。なお、本株式交換により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、当該財務予測には反映しておりません。また、Olympicグループにおいて2026年2月28日を基準日とした期末配当が行われないことを前提としております。

各評価方法によるPPIH株式1株当たりの株式価値を1とした場合のOlympicグループの評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法①	0.44～0.65
市場株価法②	0.43～0.48
DCF法	0.75～1.01

デロイト トーマツは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でデロイト トーマツに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、算定において参照したOlympicグループの財務予測に関する情報については、Olympicグループの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。デロイト トーマツの株式交換比率の算定は、2026年4月3日現在までの情報及び経済情勢を反映したものであります。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（2026年7月1日を予定）をもって、OlympicグループはPPIHの完全子会社となりますので、Olympicグループ株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従って、所定の手続を経て、2026年6月29日付で上場廃止（最終売買日は2026年6月26日）となる予定です。

上場廃止後は、Olympicグループ株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換によりOlympicグループの株主の皆様は割り当てられるPPIH株式は東京証券取引所プライム市場に上場されているため、一部の株主の皆様においては単元未満株式の割当てのみを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式については本株式交換の効力発生後も金融商品取引所市場での取引が可能であり、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えておりま

す。

一方、本株式交換により、P P I Hの単元未満株式を保有することとなるO l y m p i cグループの株主の皆様においては、金融商品取引所市場において当該単元未満株式を売却することはできませんが、単元未満株式の買取請求制度・買増制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細につきましては、上記2. (3)「本株式交換に係る割当ての内容」の(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記2. (3)「本株式交換に係る割当ての内容」の(注4)「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、O l y m p i cグループの株主の皆様は、最終売買日である2026年6月26日(予定)までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有するO l y m p i cグループ株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関連法令に定める適法な権利を行使することができます。

(4) 公正性を担保するための措置

本株式交換による本経営統合により、上場会社であるO l y m p i cグループがP P I Hの株式交換完全子会社となることから、両社は本株式交換の公正性を担保するために、以下の措置を実施しております。

① 入札手続の実施

上記1.「本株式交換の目的等」に記載のとおり、O l y m p i cグループは2026年1月にみずほ銀行を通じて本入札プロセスを開始いたしました。その後、2026年1月下旬にP P I Hを含む5社から意向表明書を受領したことから、O l y m p i cグループは、各候補先から受領した意向表明書の内容に基づき、各候補先における自社に対する理解、株式価値に対する評価、業容拡大に繋がる施策、取得ストラクチャー等について慎重に比較検討を行い、P P I Hを戦略的パートナーの最終候補先として選定いたしました。

以上のとおり、O l y m p i cグループは本入札プロセスを実施し、幅広く自社の戦略的選択肢の提案を受ける機会を確保しております。

② 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

P P I Hは、両社から独立した第三者算定機関であるブルータスを選定し、2026年4月3日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記(2)「算定に関する事項」をご参照ください。他方、O l y m p i cグループは、両社から独立した第三者算定機関であるデロイト トーマツを選定し、2026年4月3日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記(2)「算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社はいずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

③ 独立した法律事務所からの助言

本株式交換を含む本経営統合の法務アドバイザーとして、P P I Hは長島・大野・常松法律事務所を、O l y m p i cグループはシティニューワ法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、長島・大野・常松法律事務所及びシティニューワ法律事務所は、いずれも両社から独立しており、本株式交換を含む本経営統合に関して両社との間で重要な利害関係を有しません。

(5) 利益相反を回避するための措置

PPIHとOlympicグループは、本株式交換を行うことを決議した2026年4月6日現在において、相互に株式を保有しておらず、相互に役員を派遣する等の人的関係はなく、また、その他に特段の資本関係、人的関係及び取引関係はないため、本株式交換に関する取締役会における意思決定の実施にあたって両社の間には特段の利益相反関係は生じないと考えられることから、上記(4)「公正性を担保するための措置」のほか、特別な措置は講じておりません。

4. 本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	株式会社Olympicグループ
(2) 所在地	東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号	東京都国分寺市本町四丁目12番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 CEO 森屋 秀樹	代表取締役社長 大下内 徹
(4) 事業内容	グループ会社株式保有によるグループ経営企画・管理、子会社の管理業務受託、不動産管理等	グループ全体の最適な経営戦略の作成、経営資源の配置、間接業務の一括受託管理及びショッピングセンターの管理・運営等
(5) 資本金	23,689百万円 (2025年6月30日現在)	9,946百万円 (2025年2月28日現在)
(6) 設立年月日	1980年9月5日	1973年2月22日
(7) 発行済株式数	635,353,340株 (2025年6月30日現在)	23,354,223株 (2025年2月28日現在)
(8) 決算期	6月末	2月末
(9) 従業員数	17,075名(連結) (2025年6月30日現在)	1,503名(連結) (2025年2月28日現在)
(10) 主要取引先	該当なし	該当なし
(11) 主要取引銀行	りそな銀行 三井住友銀行 みずほ銀行	みずほ銀行 三井住友銀行 三菱UFJ銀行
(12) 大株主及び持株比率	DQ WINDMOLEN B. V. 22.44% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 11.39% 株式会社日本カストディ銀行(信託口) 6.12% 株式会社安隆商事 5.55% 株式会社ファミリーマート 5.53% 公益財団法人安田奨学財団	株式会社カネヨシ 27.84% Olympic取引先持株会 8.52% 株式会社オリンピア 4.90% 株式会社ミスタークリーン 4.80% 株式会社銀座山形屋 4.13% 株式会社みずほ銀行(常任代理人株式会社日本カストディ銀行) 3.99%

	2.41% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 2.20% GOVERNMENT OF NORWAY 2.01% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 1.78% GIC PRIVATE LIMITED - C 1.52%	株式会社ヘルスケア・ジャパン 3.93% 株式会社フジ 2.81% 柚木 克也 2.17% O l y m p i c 従業員持株会 1.86%
--	--	---

(13) 当事会社間の関係

資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関連当事者への 該 当 状 況	該当事項はありません。

(14) 最近3年間の財政状態及び経営成績（単位：百万円。特記しているものを除く。）

決算期	P P I H（連結）			O l y m p i c グループ（連結）		
	2023年 6月期	2024年 6月期	2025年 6月期	2023年 2月期	2024年 2月期	2025年 2月期
純 資 産	463,539	547,003	624,044	26,585	25,784	25,155
総 資 産	1,481,058	1,498,410	1,511,026	64,961	65,003	69,723
1株当たり純資産(円)	759.75	898.72	1,014.19	1,157.37	1,122.47	1,095.12
売 上 高	1,936,783	2,095,077	2,246,758	85,906	84,562	91,557
営 業 利 益	105,259	140,193	162,296	315	190	51
経 常 利 益	110,994	148,709	158,542	156	51	△164
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	66,167	88,701	90,512	108	△477	△67
1株当たり当期純利益 (円)	110.94	148.64	151.59	4.73	△20.79	△2.94
1株当たり配当金(円)	20	30	35	20	20	20

(注) P P I Hは、2025年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。各決算期におけるP P I Hの1株当たり純資産、1株当たり当期純利益及び1株当たり配当金は、当該株式分割前の数値を記載しております。

5. 本株式交換後の状況

		株式交換完全親会社
(1)	名 称	株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス
(2)	所 在 地	東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 CEO 森屋 秀樹
(4)	事 業 内 容	グループ会社株式保有によるグループ経営企画・管理、子会社の管理業務受託、不動産管理等

(5)	資本金	23,689百万円
(6)	決算期	6月末
(7)	純資産	現時点では確定していません。
(8)	総資産	現時点では確定していません。

6. 会計処理の概要

本株式交換においては、企業結合に関する会計基準における取得の会計処理を適用する見込みです。なお、本株式交換により発生するのれんの金額については、現時点では未定であります。P P I Hの連結業績に与える影響は軽微であると見込んでおります。

7. 今後の見通し

本株式交換による両社の業績への影響につきましては、現在精査中ではありますが、今後公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

8. その他

P P I H及びO l y m p i cグループは、O l y m p i cグループの創業家からO l y m p i cグループの一部の事業の譲受け等を希望する旨の提案を受けておりますが、現時点で決定した事実はなく、今後、創業家との間で協議を行う方針です。

II. P P I Hにおける子会社（特定子会社）の異動について

1. 異動予定日

2026年7月1日（本株式交換の効力発生日）

2. 異動の経緯

本株式交換により、その効力発生日をもって、O l y m p i cグループは、P P I Hの子会社となります。なお、O l y m p i cグループの資本金の額は、P P I Hの資本金の額の100分の10以上に相当する為、O l y m p i cグループはP P I Hの特定子会社に該当することになります。

3. 異動する子会社（O l y m p i cグループ）の概要

上記I.「本株式交換について」の4.「本株式交換の当事会社の概要」をご参照ください。

4. 異動前後における所有株式数及び議決権の所有割合

	所有株式数	議決権の所有割合
異動前	—	—
異動後	22,970,551	100.0%

5. 今後の見通し

P P I Hにおいて、本株式交換に伴う子会社の異動による当期以降の業績に与える影響等につきましては現在精査中であります。今後公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以上

(参考) 当期連結業績予想及び前期連結実績

P P I H (当期連結業績予想は 2026 年 2 月 12 日公表分)

(単位：百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益
当期業績予想 (2026 年 6 月期)	2,435,000	174,000	172,000	107,000
前期実績 (2025 年 6 月期)	2,246,758	162,296	158,542	90,512

O l y m p i c グループ (当期連結業績予想は 2026 年 4 月 6 日公表分)

(単位：百万円)

	営業収益	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益
当期業績予想 (2026 年 2 月期)	98,000	△2,450	△2,700	未定
前期実績 (2025 年 2 月期)	98,638	51	△164	△67

将来に関する記述について

本プレスリリース中の記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みま
す。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking
statements）が含まれます。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因により、実際の結果が「将来に
関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。両社又はそれぞ
れの関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正し
くなることを保証するものではありません。本プレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で両
社が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられる場合を除き、
両社又はそれぞれの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負
うものではありません。